

長野市国民健康保険条例の一部改正について(産前産後期間の保険料免除措置)

1 概要

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」
令和5年5月19日公布に伴う国民健康保険条例の改正

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、**出産予定または出産した被保険者の所得割と均等割を免除する**措置が、**令和6年1月分以降の保険料**に新たに適用されるもの

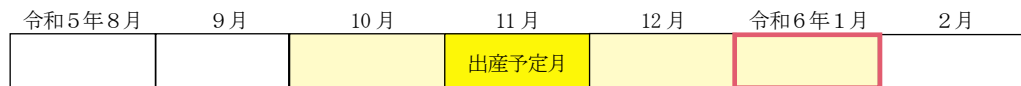
- (1) 対象 国保加入世帯の出産予定または出産した被保険者(対象者数 約150人)
- (2) 内容 当該者の産前産後期間に相当する4か月分の所得割と均等割を免除する。
なお、多胎妊娠・出産の場合は、6か月分の所得割と均等割を免除する。

【イメージ】

- 出産予定月(又は出産月)の前月(多胎の場合3か月前)から出産予定月(又は出産月)の翌々月まで保険料が減額される。



- 令和5年度においては、11月以降に出産予定の方が対象となる



…対象期間

2 国民健康保険料の年額料率(令和5年度)

	所得割	均等割 (一人当たり年額)	平等割 (一世帯当たり年額)
基礎賦課分(医療分)	8.2%	17,760円	19,680円
後期高齢者支援金等賦課分(支援金分)	2.8%	6,240円	7,560円
介護納付金賦課分(介護分)※	2.6%	8,760円	7,080円

※ 40歳以上65歳未満が該当

3 減免額(年額)

産前産後期間の保険料減額(見込)			
1人あたりの免除額 (推計)	対象者数(推計)	見込額	一般会計からの繰入金
27,000円	150人	4,050千円	1,012.5千円

※ 財源負担割合: 国1/2、県1/4、市1/4(繰入金)

国民健康保険法第72条の3の3第1項による繰り入れ